

## (仮称)新宿区災害対策推進条例の骨子について

### 1 条例の目的

新宿区における災害対策についての基本方針や、区、区民、事業者等の役割を明らかにし、災害対策の総合的かつ計画的な推進を図り、区民等の生命、身体及び財産を守ることを目的とします。

### 2 定義

- 災害 暴風、豪雨、地震、津波等による被害をいいます（災害対策基本法第2条第1号）。
- 防災 災害の未然防止、災害が発生した場合の被害の拡大防止、災害の復旧をいいます（災害対策基本法第2条第2号）。
- 区民 区内に住所がある者、区内で働く者、学ぶ者及び活動する者をいいます。
- 事業者 区内で事業を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいいます。
- 区民等 区民、区内に滞在する者及び区内を通過する者をいいます。
- 防災区民組織 町会、自治会等を単位として自主的に結成された防災組織をいいます。
- 防災関係機関 警視庁、東京消防庁等の災害対策を実施する関係機関、電気、ガス、輸送、通信等災害対策基本法第2条第3号から第6号までに定める機関をいいます。
- 帰宅困難者 大規模災害等により公共交通機関が当分の間復旧しない場合で、通勤、通学、買物等により区内にいる者で、徒歩での帰宅が困難なものをいいます。
- 事業継続計画 災害時に優先すべき業務の継続及び通常業務の早期復旧を図るために必要な手段、体制等を事前に定めた計画をいいます。

### 3 災害対策の基本方針

災害対策は、減災の視点を基本に、自助・共助・公助の理念に基づき、区、区民及び事業者等がそれぞれの役割を果たし、相互に協力しながら推進していくものとします。

### 4 地域防災計画の実施

区、区民、事業者等は、災害対策基本法に基づき策定された地域防災計画により、災害対策を的確に実施します。

### 5 災害対策における各主体の役割

#### (1) 区の役割

迅速かつ的確な災害対策の実施、災害発生後の都市の復興及び区民生活の再建・安定を図ります。また、国、都、他の地方公共団体等との連絡調整や区民、事業者、防災区民組織、防災関係機関、ボランティア等との連携・協力を行うとともに、区民等の年齢、性別、言葉や文化等の違いを十分に認識した災害対策を推進します。

#### (2) 区民の役割

自己の安全の確保とともに、相互に協力し、生命、身体及び財産を守ることに努めます。

このため、飲料水・食料等の備蓄、住居の耐震性の確保や家具転倒防止対策、避難経路の確認等を行うとともに、事業者、ボランティア及び区、都その他の防災関係機関との協働による災害対策事業、生活の再建及び地域の復興に努めます。

#### (3) 事業者の役割

社会的責任を自覚し、災害対策について、区民との連携及び協力に努めます。また、管理する施設の耐震化等安全性の向上、顧客、従業員、区民等の安全確保、事業所防災計画の策定・実施や、事業継続計画を策定するよう努めます。

## 6 災害対策（予防対策及び応急対策）

### (1) 災害に強い街づくりの推進

区は、災害に強い街づくりを総合的に進めるとともに、区の施設について、耐震・耐火性を高める等の安全性の確保に努めます。加えて、区は、台風や集中豪雨等への対策とともに、都との連携により総合的な治水対策を行います。

また、建築物の所有者、居住者等は、耐震化、家具転倒防止等に努め、区は、これらに対し必要な指導、助言等を行います。

### (2) 災害応急活動体制の整備

区は、事業継続計画の策定、災害時の情報収集、連絡、周知等に係る体制の確立、災害対策に必要な施設等の整備を進めるとともに、災害時に迅速かつ的確な協力体制を確立するため他の地方公共団体等と協定を締結します。

### (3) 地域防災力の向上

区は、防災区民組織の育成・支援、中高層住宅等の災害対策への支援、防災ボランティアの育成・支援、地域と大学等との連携や地域防災ネットワークの構築に努めます。また、災害時要援護者の安否確認や避難等の支援体制の整備を進めます。

### (4) 防災知識の普及・訓練の実施

区は、防災知識の普及や情報提供を推進し、区民の防災意識の向上を図ります。また、防災区民組織・関係機関等と連携し、防災訓練を積極的に行うとともに、防災区民組織が防災訓練を円滑に実施できるよう支援をします。

### (5) 応急対策等

区は、災害時に災害対策本部を中心とする体制を確立し、情報収集伝達、避難誘導、避難所の開設、飲料水・食料等の供給、緊急輸送、医療救護等の救援活動等を行います。また、国、都、事業者等との連携を図り、救援活動等に必要な措置に努めます。

## 7 帰宅困難者対策

(1) 区は、区民、事業者、国、都、防災関係機関等と連携し、総合的な帰宅困難者対策を推進します。

(2) 事業者は、従業員の一斉帰宅の抑制に努めるとともに、そのために必要な飲料水や食料の備蓄等に努めます。

(3) 区は、一時滞在施設の確保に努めます。

(4) 区は、帰宅困難者等への的確な情報の提供に努めます。

## 8 復興対策

区は、国、都、防災関係機関等との連携を図り、都市の復興、区民生活の再建及び安定に努めます。また、区民、事業者等は、相互に協力し、復興に努めます。